

から5年間の運営状況の経緯を確認するため、会長が必要と認めた資料を、指定された期日までに号数審議会に提出しなければならない。

4 当該普通寺院又は教会において、号数審査会の決定に異議のあるときは、第32条の規定に準じ、再審査を請求することができる。ただし、再審査請求の期限は、号数審査会の決定から1ヵ月以内とする。

(招集)

第38条 号数審議会は、教務所長が招集する。

- 2 第36条による号数審議会は、申請年度の1月末日までに招集しなければならない。
- 3 前条による号数審議会は、その都度招集するものとする。

(上申手続)

第39条 教務所長は、号数審議会の審議を経た後、当該年度の2月10日までに、当該普通寺院及び教会の申請書に号数審議会の意見を付して、これを宗務総長に上申しなければならない。ただし、前条第3項の場合は、その都度号数審議会の意見を付して、宗務総長に上申するものとする。

附 則

- 1 この達令は、1993年5月1日から施行する。
- 2 賦課金条例施行条規（1987年達令公示第6号）は、廃止する。
- 3 宗費賦課金の賦課基準に関する達令（1992年達令公示第4号。以下「基準達令」という。）は、廃止する。ただし、1993年7月1日までの間に設立された普通寺院及び教会は、基準達令附則第2項の規定をなお適用する。
- 4 この達令施行の際、基準達令により定められている普通寺院及び教会の号数は、この達令に規定する号数審査会において決定された賦課号数とみなす。
- 5 1991年7月2日以後1993年7月1日までの間に、新たに賦課する事由の生じた普通寺院及び教会の賦課号数は、第37条の規定により、1994年3月末日までに、号数審査会の予備審査を経て号数審査会において適正な号数を決定するものとする。

附 則 (1994年6月28日達令公示第13号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 新たに賦課する事由の生じた普通寺院及び教会で、1993年度において、号数審査会で賦課号数が決定された普通寺院及び教会についても、第37条第2項から第4項までの規定を適用する。

附 則 (1997年6月13日達令公示第5号) 抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (1997年6月24日達令公示第16号)

- 1 この達令は、1997年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に使用している様式は、当分の間、この達令に基づく必要な修正を加えて使用することができる。この場合、これに該当する様式の変更内容については、別に定める。

附 則 (2003年6月28日達令公示第10号)

- 1 この達令は、2003年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、現に使用している様式は、この達令に基づく必要な修正を加えて使用することができる。

附 則 (2011年6月10日達令公示第4号)

- 1 この達令は、公示の日から施行する。
- 2 この達令施行の日から数えて前3ヵ月以内に生じた広域災害の被災寺院又は教会については、第15条第4項の規定を適用するものとする。

附 則 (2013年6月28日達令公示第14号)

この達令は、2013年7月1日から施行する。

附 則 (2020年6月25日達令公示第12号)

この達令は、2020年7月1日から施行する。

令和6年能登半島地震に伴う賦課金の減免申請の手続き及び減免の基準に関する臨時措置規程

（2024年3月8日達令公示第2号）

（趣旨）

第1条 この達令は、令和6年能登半島地震（以下「能登半島地震」という。）の影響に鑑み、賦課金条例施行条規（1993年達令公示第4号。以下「達令」という。）に規定する賦課金の減免申請の手続き及び減免の基準について特例を定める。

（減免申請の手続きの特例）

第2条 能登半島地震の影響により、賦課金の納付が困難な寺院又は教会が、達令第15条に定める減免申請を行うときは、次の各号に定める手続きを省略することができる。

（1）査察委員の証明

（2）教務所長による実情調査及び具申書の添付
（本堂の被災に伴う減免の基準の特例）

第3条 共済条例（1987年条例公示第5号。以下同じ。）第19条に定める給付手続きが行われた場合、本堂の被災に伴う減免の基準は、達令第16条の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。

（1）減免を申請した寺院又は教会に対する共済条例第23条による復興共済金の給付額の決定が、同条例別表第6号に規定する1割5分以上、同条例別表第7号に規定する床下全部が浸水したと認められるもの以上又は同条例別表第8号に規定する2割以上のいずれかの被害の程度に該当する場合は、それぞれ3年免除する。

（2）前各号未満の被害に該当する場合は、1年免除する。ただし、共済条例別表第6号から第8号までの被害の程度に該当しない場合は、減免しないものとする。

2 共済条例第19条に定める給付手続きが行われない場合は、前項各号の基準に準じて取り扱うものとする。

（庫裏の被災に伴う減免の基準の特例）

第4条 共済条例第19条に定める給付手続きが行われた場合、庫裏の被災に伴う減免の基準は、達令第16条の規定にかかわらず、次の各号のとおりとする。

（1）減免を申請した寺院又は教会に対する共済条例第23条による復興共済金の給付額の決

定が、同条例別表第6号から第8号までのいずれかに規定する最大の被害の程度に該当する場合は、2年免除する。

（2）前号未満の被害に該当する場合は、10分の3から10分の7までの率を定めて2年軽減する。ただし、共済条例別表第6号から第8号までの被害の程度に該当しない場合は、減免しないものとする。

2 共済条例第19条に定める給付手続きが行われない場合は、前項各号の基準に準じて取り扱うものとする。

（門徒の被災に伴う減免の基準の特例）

第5条 門徒の被災に伴う減免の基準は、達令第17条の規定にかかわらず、被災した門徒の合計戸数が、門徒戸数の4割以上の場合は3年、2割以上の場合は2年、7分5厘以上の場合は1年を、それぞれ免除する。

（減免の基準の適用）

第6条 第3条から前条までの減免の基準は、大なる基準を適用するものとする。

（達令の効力）

第7条 この達令は、2026年6月30日をもって失効する。

附 則

この達令は、公示の日から施行する。

冥加金条例

〈1991年6月29日条例公示第31号〉

- 改正 ①1994年6月15日条例公示4
②2021年6月30日条例公示12

(趣旨)

第1条 この条例は、本派の冥加金について定める。
(冥加金の種類)

第2条 冥加金の種別を次のように定める。

- (1) 学事冥加金
- (2) 出版物冥加金
- (3) 研修冥加金
- (4) 同朋会館冥加金
- (5) 斋冥加金
- (6) 墓地冥加金
- (7) 管理冥加金
- (8) 不動産冥加金
- (9) 渉成園冥加金
- (10) 大谷専修学院冥加金

2 前項各号のほか、法要又は行事その他特別の必要があるときは、臨時に冥加金を定めることができる。この場合、当該年度の予算にその名称を示すものとする。

第3条 学事冥加金は、学事及び検定について、出版物冥加金は、出版物の頒布について、研修冥加金は、研修及び講習について、同朋会館冥加金は、同朋会館の使用について、斎冥加金は、斎について、墓地冥加金は、墓地の使用について、管理冥加金は、施設及び宝什物の使用について、不動産冥加金は、不動産の使用について、渉成園冥加金は、渉成園の使用について、大谷専修学院冥加金は、大谷専修学院における学事及び学務について、それぞれ収納するものとする。

(冥加金の決定)

第4条 冥加金の額は、宗務総長が定める。

附 則

- 1 この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 2 1991年6月30日現在、定めた冥加金の額は、この条例により定めたものとみなす。

附 則 (1994年6月15日条例公示第4号)

この条例は、1994年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第12号)

この条例は、2021年7月1日から施行する。

第1種共済特別会計の閉鎖に伴う基本金及び給付準備金の処理に関する特別措置条例

〈2021年6月30日条例公示第15号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、第1種共済特別会計の閉鎖に伴い、第1種共済特別会計条例（1991年条例公示第34号。以下「条例」という。）第3条に定める基本金及び2020年度の決算で生じた条例第8条に定める給付準備金の残額の処理について、必要な事項を定める。

(保管)

第2条 前条による基本金及び給付準備金の残額は、宗務改革における行財政改革において、宗派財政構造の改革方針が定まるまでの間、保管金として別途これを保管する。

2 前項の保管金は、第1種共済特別会計閉鎖金預り（以下「預り金」という。）という。

(利息の処理)

第3条 預り金から生じる果実は、これを預り金に繰り入れて処理しなければならない。

(預り金の使用)

第4条 預り金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(経理)

第5条 預り金の経理の方法については、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、2021年7月1日から施行する。

第2種共済特別会計条例

〈1991年6月29日条例公示第35号〉

- 改正 ①2001年6月29日条例公示14
 ②2008年6月27日条例公示7
 ③2013年6月28日条例公示13
 ④2019年6月27日条例公示16
 ⑤2021年6月30日条例公示16
 ⑥2021年6月30日条例公示19

(設置)

第1条 第2種共済に関する資産の管理及び業務の運営を適正ならしめるため、第2種共済特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

第2条 削除

(歳入及び歳出)

第3条 この会計においては、拠出金、一般会計からの回付金及びその他の収入をもって歳入とし、復興共済金、宗派共済見舞金及び業務の運営に要する経費をもって歳出とする。

(歳入歳出現況書の作成)

第4条 每会計年度終了2ヵ月前において、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

2 前項の歳入歳出現況書には前年度の貸借対照表を添付しなければならない。

(予算の提出)

第5条 この会計の歳入歳出予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

(復興共済積立金)

第6条 共済金の不足を補うため、復興共済積立金を設ける。

2 共済金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず復興共済積立金から補填することができる。ただし、共済条例(1987年条例公示第5号)第18条に規定する給付額の制限を超えてこれを使用することができない。

3 復興共済積立金は、共済金以外に使用してはならない。

第7条 削除

(剰余金の処理)

第8条 歳計に剰余を生じたときは、これを復興共済積立金に繰り入れるものとする。

(復興共済積立金の保管)

第9条 復興共済積立金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書

類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と一緒に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(資産の保管)

第10条 この会計の資産は、平常の支出に充当するに必要な額を除き、信用ある銀行等に預け、若しくは確実な有価証券に替えて別途にこれを保管しなければならない。

(歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出)

第11条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と一緒に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(会計条例の準用)

第12条 この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた第2種共済特別会計は、この条例による第2種共済特別会計とみなす。

3 1991年6月30日現在、施行していた予算及び継続費並びに保管及び処理をしていた別途会計は、それぞれこの条例による予算及び継続費並びに別途会計とみなす。

4 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

5 1991年6月30日現在、有していた資産は、この条例による資産とみなす。

6 1991年6月30日現在、設けていた復興共済積立金は、この条例による復興共済積立金とみなす。

附 則 (2001年6月29日条例公示第14号)

この条例は、2001年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第6条から第8条までの改正については、2003年1月1日から施行する。

附 則 (2008年6月27日条例公示第7号)

この条例は、2008年7月1日から施行する。

附 則 (2013年6月28日条例公示第13号)

この条例は、2013年7月1日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第16号) 抄

この条例は、2020年1月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第16号) 抄

この条例は、2021年6月30日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第19号) 抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

東本願寺出版特別会計条例

（1991年6月29日条例公示第36号）

- 改正 ①2012年6月29日条例公示13
②2023年6月30日条例公示15

（設置）

第1条 出版物に関する条例（1991年条例公示第46号）第4条に基づいて刊行する出版物の収入及び支出の経理を明確にして、その健全な運営に資するため、東本願寺出版特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

（歳入及び歳出）

第2条 この会計においては、出版物の追加金、第7条に定める東本願寺出版特別会計運営資金からの繰入金及びその他の収入をもって歳入とし、出版物の刊行及びそれに伴う業務に要する経費並びに一般会計への回付金をもって歳出とする。

（歳入歳出現況書の作成）

第3条 この会計は、毎会計年度終了2ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

2 前項の歳入歳出現況書には、前年度の貸借対照表を添付しなければならない。

（予算の提出）

第4条 この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に、宗会に提出し、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

（予算の区分）

第5条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあっては、その性質に従って、歳出にあっては、その目的に従って、それぞれ款及び項に区分する。

（出版物計算書の送付）

第6条 每会計年度終了後10日以内に、年度末現在による出版物計算書を、会計監査院に送付しなければならない。

（東本願寺出版特別会計運営資金）

第7条 出版物の刊行及び販路拡張に資する営業広報に必要な資金を確保するため、東本願寺出版特別会計運営資金（以下「運営資金」という。）を設ける。

2 運営資金を使用するときは、東本願寺出版特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

3 運営資金は、別途に経理し、毎会計年度末現在の計算書及び保管の方法を示す書類を作成し、

会計監査院の監査を経て、決算書と一緒に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。
(剩余金の処理)

第8条 この会計において、歳計に生じた剩余金はこれを運営資金に繰り入れるものとする。ただし、歳計に不足が生じた場合は、運営資金をもってこれを支弁するものとする。

（歳入歳出決算書及び貸借対照表の作成及び提出）

第9条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算書及び貸借対照表を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と一緒に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

2 前項の歳入歳出決算書には、第6条の出版物計算書を添付しなければならない。

（物品出納簿）

第10条 刊行した出版物は、物品出納簿によって品目ごとに常に整理して、その受入及び払出の都度、数量及び受入価格又は払出価格（無償払出のときはその事由）を明確にしておかなければならぬ。

2 前項の物品出納簿によって毎月末日現在における受取の計算表を翌月1日から5までの間に作成しなければならない。

3 前項の計算表は、会計監査院条例（1991年条例公示第7号）第14条に定める現況監査の都度会計監査院に提出し、監査を受けなければならない。

（会計条例の準用）

第11条 この条例に規定のない事項については、会計条例の規定を準用する。

附 則

1 この条例は、1991年7月1日から施行する。

2 1991年6月30日現在、設置していた出版物特別会計は、この条例による出版物特別会計とみなす。

3 1991年6月30日現在、施行していた予算は、この条例による予算とみなす。

4 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

5 1991年6月30日現在、有していた出版物は、この条例による出版物とみなす。

附 則（2012年6月29日条令公示第13号）

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日条令公示第15号）

1 この条例は、2023年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に設置されている出版物特別会計及び出版物特別会計運営資金は、この条例による東本願寺出版特別会計及び東本願

寺出版特別会計運営資金とそれぞれみなす。

一般会計における災害見舞費の残額を災害見舞準備金として保管する臨時措置条例

〈1991年6月29日条例公示第40号〉

改正 ①2019年6月27日条例公示16
②2021年6月30日条例公示19

(趣旨)

第1条 この条例は、一般会計に計上した災害見舞費について、その年度の歳計に残額を生じたとき、予算より支出し災害見舞準備金（以下「準備金」という。）として、これを別途に保管する特別措置について定める。

(準備金)

第2条 準備金は、保管金としてこれを保管する。
2 準備金は、当該年度において一般会計に計上されている災害見舞費に不足を生じたとき、これに充当するものとする。

(準備金の使用)

第3条 準備金を使用する必要が生じたときは、共済条例（1987年条例公示第5号）第22条に定める共済審査会にはかり決定しなければならない。

(経理)

第4条 準備金の経理の方法については、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定によるものとする。

附 則

- この条例は、1991年7月1日から施行する。
- 1991年6月30日現在、施行していた予算並びに保管及び処理をしていた別途会計は、それぞれこの条例による予算並びに別途会計とみなす。
- 1991年6月30日現在、取り扱っていた経理事務は、この条例により取り扱っているものとみなす。

附 則 (2019年6月27日条例公示第16号) 抄
この条例は、2020年1月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第19号) 抄
この条例は、2021年7月1日から施行する。

退職慰労金給付運用資金に関する特別措置条例

〈2018年6月25日条例公示第10号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、宗務役員給与条例（2018年条例公示第6号）第9条に定める退職慰労金の円滑な給付と支出の安定に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(運用資金)

第2条 前条に規定する資金は、退職慰労金給付運用資金（以下「運用資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

2 本派の歳出予算に計上した退職慰労金であって、当該会計年度に使用残を生じたときは、これを運用資金に繰り入れるものとする。

3 退職慰労金に不足を生じたときは、予算額にかかわらず運用資金から補填して給付するものとする。

(利息の処理)

第3条 運用資金から生じる果実は、これを運用資金に繰り入れて処理しなければならない。

(目的外使用の禁止)

第4条 運用資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第5条 運用資金の経理の方法については、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定によるものとする。

附 則

この条例は、2018年7月1日から施行する。

保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例

〈1983年6月21日条例公示第4号〉

改正 ①1988年6月25日条例公示10
②1992年6月15日条例公示5

(趣旨)

第1条 この条例は、保証金として支出した金員の管理について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において「保証金」とは、宗門問題に関し宗教法人真宗大谷派又は宗教法人真宗大谷派が包括する宗教法人たる別院に係る訴訟について、裁判所の命により保証金を供託する必要が生じた場合に支出した金員をいう。

2 前項の保証金は、法令の定めるところにより現金又は公債によるほか銀行との支払保証委託契約によることができる。

(報告義務)

第3条 保証金は、その供託の必要がなくなるまでの間、毎年4月末日現在により保証金の状況を示す書類を作成して、宗会にこれを報告しなければならない。この場合、公債たる保証金については当該公債の額面金額、買付金額、償還期限及び利息の処理状況を、支払保証委託契約については銀行名、預金種別、金額及び利息の処理状況を、それぞれ明示するものとする。

(中間利息の処理)

第4条 保証金から生ずる利息を受取ったときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

(供託中に償還期限に至った公債の処理)

第5条 公債たる保証金を供託している間にその公債が償還期限に至ったときは、償還された金員をもって当該公債と同じ額面の公債を直ちに購入するものとし、その残額は、当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

(返還を受けた保証金の処理)

第6条 保証金の返還を受けたときは、これを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。この場合において、公債である保証金の返還を受けたときは、当該公債の償還期限に至るまでの間、継続して運用することができるものとし、その償還日をもってこれを当該会計年度の一般会計の雑収入として処理しなければならない。

2 前項の公債は、保証金返還預りとし、保管金

として別途に経理するものとする。

附 則

- 1 この条例は、1983年7月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に係属している宗教法人真宗大谷派又は宗教法人本願寺に係る訴訟の保証金は、この条例による保証金とみなす。

附 則 (1988年6月25日条例公示第10号) 抄

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (1992年6月15日条例公示第5号)

この条例は、公示の日から施行する。

(第十八編) 保証金として支出した金員の管理に関する臨時措置条例

宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈2012年6月29日条例公示第18号〉

改正 2023年6月30日条例公示13

(趣旨)

第1条 この条例は、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納について定める。

(懇志金)

第2条 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

(御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀)

第3条 寺院及び教会は、納付に至っていない御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

(収納金)

第4条 前2条に規定する収納金は、真宗本廟両堂等御修復積立金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条令公示第13号)

この条例は、2023年7月1日から施行する。

(第十八編) 宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計終了後の懇志金並びに御修復賦課金及び御遠忌法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計終了後の懇志金並びに慶讚法要御香儀の収納に関する臨時措置条例

〈2023年6月30日条例公示第9号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び慶讚法要御香儀の収納について定める。

(懇志金)

第2条 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

(慶讚法要御香儀)

第3条 寺院及び教会は、納付に至っていない慶讚法要御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

(収納金)

第4条 前2条に規定する収納金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別勘定（以下「八百五十年慶讚特別勘定」という。）といい、保管金として経理する。

(費途)

第5条 八百五十年慶讚特別勘定は、毎年当該収納に対する交付金等を除き、すべて翌年度の宗務改革推進資金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、2023年7月1日から施行する。

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業推進資金に関する特別措置条例

〈2020年6月25日条例公示第6号〉

改正 2023年6月30日条例公示11

(趣旨)

第1条 この条例は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業（以下「事業」という。）の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業推進資金（以下「資金」という。）といい、一般会計または宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讚事業特別会計（以下「特別会計」という。）から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

第3条 資金から生ずる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

第4条 資金を使用するときは、特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。ただし、特別会計廃止後にさらに事業を推進しようとするときは、一般会計臨時部の予算に計上するものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 資金の経理の方法は、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定による。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第11号)

この条例は、公示の日から施行する。

宗務改革推進資金に関する特別措置条例

〈2012年6月18日条例公示第6号〉

- 改正 ①2019年6月27日条例公示12
 ②2021年6月30日条例公示4
 ③2023年6月30日条例公示10

(趣旨)

第1条 この条例は、教区及び組の改編、門徒戸数調査及び行財政改革等、宗務の改革の推進に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(推進資金)

第2条 前条の資金は、宗務改革推進資金（以下「推進資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計及び宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別勘定から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

第3条 推進資金から生じる果実は、これを推進資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

第4条 推進資金を使用するときは、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 推進資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 推進資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

附 則 (2019年6月27日条例公示第12号)

この条例は、2019年7月1日から施行する。

附 則 (2021年6月30日条例公示第4号) 抄

この条例は、2021年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第10号)

この条例は、2023年7月1日から施行する。

寺院活性化支援資金に関する特別措置条例

〈2019年6月27日条例公示第13号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、別院及び寺院・教会の活性化支援に将来的に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(支援資金)

第2条 前条の資金は、寺院活性化支援資金（以下「支援資金」という。）といい、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(利息の処理)

第3条 支援資金から生じる果実は、これを支援資金に繰り入れて処理しなければならない。

(支援資金の使用)

第4条 支援資金を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 支援資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 支援資金の経理の方法は、会計条例（1988年条例公示第1号）第44条の規定による。

附 則

この条例は、2019年7月1日から施行する。

真宗本廟両堂等御修復積立金に関する特別措置条例

〈2010年6月29日条例公示第14号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門の将来的な御修復及び大規模な營繕に備え、必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の資金は、真宗本廟両堂等御修復積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計又は宗祖親鸞聖人七百五十回御遠忌特別会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

第4条 積立金から生じる果実は、これを積立金に繰り入れて処理しなければならない。

(積立金の使用)

第5条 積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第7条 積立金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2010年7月1日から施行する。

真宗本廟諸施設營繕積立金に関する特別措置条例

〈1998年6月17日条例公示第4号〉

改正 2003年6月28日条例公示13

(趣旨)

第1条 この条例は、御影堂、阿弥陀堂及び御影堂門を除く諸施設の大規模營繕について、将来的に必要とされる資金の一部又は全部を確保するための特別措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の資金は、真宗本廟諸施設營繕積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

(積立金の使用)

第4条 積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 積立金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、1998年7月1日から施行する。

附 則 (2003年6月28日条例公示第13号)

この条例は、公示の日から施行する。

大谷祖廟総合整備事業準備積立金に関する特別措置条例

〈2024年6月28日条例公示第7号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、大谷祖廟の総合整備事業に必要な資金の一部を準備し、これを確保するための特別措置について定める。

(積立金)

第2条 前条の資金は、大谷祖廟総合整備事業準備積立金（以下「積立金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、積立金に繰り入れるものとする。

(積立金の使用)

第4条 積立金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 積立金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 積立金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2024年7月1日から施行する。

蓮如上人五百回御遠忌特別会計 終了後の懇志金及び御遠忌御香 儀の収納に関する臨時措置条例

〈1998年6月17日条例公示第5号〉

- 改正 ①2004年6月28日条例公示16
②2023年6月30日条例公示14

(趣旨)

第1条 この条例は、蓮如上人五百回御遠忌特別会計終了後の同会計に属する懇志金及び御遠忌御香儀の収納について定める。

(懇志金)

第2条 門徒は、当該会計の終了にかかわらず懇志金を納付し、寺院及び教会は、懇志金を扱うことができる。

(御遠忌御香儀)

第3条 寺院及び教会は、納付に至っていない御遠忌御香儀をすみやかに納付するよう努めなければならない。

(収納金)

第4条 前2条に規定する収納金は、一般会計の雑収入として歳入するものとする。

附 則

この条例は、1998年7月1日から施行する。

附 則 (2004年6月28日条例公示第16号)

この条例は、2004年7月1日から施行する。

附 則 (2023年6月30日条例公示第14号)

この条例は、2023年7月1日から施行する。

首都圏教化推進特別会計条例

〈1996年6月20日条例公示第4号〉

- 改正 ①2012年6月29日条例公示21
②2014年6月27日条例公示8

(設置)

第1条 首都圏教化推進に必要な経費の収入及び支出を明確にしてその経理を適正ならしめるため、首都圏教化推進特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

(歳入・歳出)

第2条 この会計においては、首都圏教化推進に属する冥加金及び懇志金、一般会計からの回付受金並びにその他の収入をもって歳入とし、首都圏教化推進及び東京宗務出張所に要する経費並びにその他の支出をもって歳出とする。

(予算の区分)

第3条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあってはその性質に従って、歳出にあってはその目的に従って、それぞれ款及び項に区分する。

(歳入歳出現況書の作成)

第4条 この会計は、毎会計年度終了2ヵ月前に、予算と同一の区分により、歳入歳出現況書を作成しなければならない。

(予算の提出)

第5条 この会計の予算は、毎年その年度の一般会計の予算と同時に宗会に提出して、その議決を得なければならない。

2 前項の予算には、前条の歳入歳出現況書を添付しなければならない。

(首都圏開教推進資金)

第6条 首都圏開教拠点の設置及び整備に必要な資金を確保し、もって首都圏における教化推進に資するため、首都圏開教推進資金（以下「推進資金」という。）を設ける。

2 推進資金は、次の各号の収入を保管金として別途にこれを経理する。

(1) 一般会計からの繰入金

(2) 第11条に定める首都圏教化推進特別会計の剩余金

(3) 首都圏開教拠点の活動から得た収入

(指定寄付金の採納)

第7条 推進資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）

第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、推進資金に繰り入れるものとする。

(推進資金の利息の処理)

第8条 推進資金から生じる果実は、これを推進

資金に繰り入れて処理しなければならない。

(推進資金の使用)

第9条 推進資金を使用するときは、首都圏教化

推進特別会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(推進資金の経理)

第10条 推進資金は、毎会計年度末現在の計算

書及び保管の方法を示す書類を作成し、会計監査院の監査を経て、決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(剩余金の処理)

第11条 この会計において歳計に剩余を生じたときは、これを推進資金に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算書の作成・提出)

第12条 この会計は、毎会計年度歳入歳出決算

書を作成し、会計監査院の監査を経て、一般会計の歳入歳出決算書と同時に宗会に提出し、その承認を求めなければならない。

(会計条例の準用)

第13条 この条例に定めのない事項については、会計条例の規定を準用する。

附 則

この条例は、1996年7月1日から施行する。

附 則 (2012年6月29日条例公示第21号)

この条例は、2012年7月1日から施行する。

附 則 (2014年6月27日条例公示第8号)

この条例は、2014年7月1日から施行する。

宗宝宗史蹟保存管理資金に関する特別措置条例

〈1998年6月17日条例公示第6号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、宗宝及び宗史蹟の保存管理に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、宗宝宗史蹟保存管理資金

(以下「資金」という。)といい、蓮如上人五百回御遠忌特別会計又は一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例(1988年条例公示第1号。以下同じ。)第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、資金に繰り入れるものとする。

(資金の使用)

第4条 資金を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第5条 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第6条 資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、公示の日から施行する。

親鸞仏教センター資金に関する特別措置条例

〈2001年6月29日条例公示第17号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、教育条例（1991年条例公示第23号）第20条に定める親鸞仏教センターの設置及び管理運営に必要な資金を確保するための特別措置について定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、親鸞仏教センター資金（以下「センター資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、この条例施行の間に第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、センター資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

第4条 センター資金から生じる果実は、これをセンター資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

第5条 センター資金の一部又は全部を使用するときは、会計条例第7条の規定に基づき、特別会計を設定し、又は一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(経理)

第6条 センター資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2001年7月1日から施行する。

東日本大震災復興支援資金に関する特別措置条例

〈2011年2月28日条例公示第4号〉

(趣旨)

第1条 この条例は、東日本大震災に対する救援金（以下「救援金」という。）として本派に預託されている金員を、本派が行う復興支援に使用する資金として保管し、適正に経理するため必要な事項を定める。

(資金)

第2条 前条の資金は、東日本大震災復興支援資金（以下「資金」という。）といい、保管金として別途にこれを経理する。

(救援金の資金への繰り入れ)

第3条 2012年3月1日現在における救援金の残額は、一般会計の予算に計上し、宗会の議決を経て、資金に繰り入れるものとする。

2 前項による繰り入れの際、当該予算より救援金の残額が超過した場合に限り、超過した額と同額を資金へ支出超過することができる。

(寄付金の採納)

第4条 前条のほか、この条例施行後に本派に預託される救援金は、全て指定寄付金としてこれを採納し、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらず資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

第5条 資金から生じる果実は、これを資金に繰り入れて処理しなければならない。

(資金の使用)

第6条 資金の一部又は全部を使用するときは、一般会計の予算に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第7条 資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第8条 資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2012年3月1日から施行する。

沖縄別院整備資金に関する 特別措置条例

〈2014年6月27日条例公示第11号〉

改正 2021年6月30日条例公示11

(趣旨)

第1条 この条例は、沖縄準開教区における弘教の中心として沖縄開教本部と一体として運営される東本願寺沖縄別院（以下「沖縄別院」という。）の整備に必要な資金を確保し、もつて本派の沖縄開教の実を挙げるための特別措置について定める。

(整備資金)

第2条 前条の資金は、沖縄別院整備資金（以下「整備資金」という。）といい、一般会計から支出し、保管金として別途にこれを経理する。

(指定寄付金の採納)

第3条 前条のほか、第1条に定める資金として指定する寄付金は、会計条例（1988年条例公示第1号。以下同じ。）第2条及び第26条の規定にかかわらずこれを採納し、整備資金に繰り入れるものとする。

(利息の処理)

第4条 整備資金から生じる果実は、これを整備資金に繰り入れて処理しなければならない。

(整備資金の使用)

第5条 整備資金を使用するときは、一般会計に計上して宗会の議決を得なければならない。

(目的外使用の禁止)

第6条 整備資金は、この条例の目的以外に使用することができない。

(経理)

第7条 整備資金の経理の方法は、会計条例第44条の規定による。

附 則

この条例は、2014年7月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日条例公示第11号）

この条例は、2021年7月1日から施行する。